〇総務省告示第六十七号

 $\mathcal{C}_{\mathcal{C}}$ き、 帯 無 域 平 線 外 成 設 領 + 備 域 七 規 لح 年 則 ス 総 プ 昭 務 IJ 省 和 ア 告 ス + 示 領 第 五. 千二 域 年 \mathcal{O} 電 境 百 波 界 三 監 \mathcal{O} + 理 周 委 波 号 員 数 会 を 規 無 定 則 線 \Diamond 第 測 る 十 位 件 業 八 号) 務 \mathcal{O} を 別 行 部 う 表 を 無 第 次 線 三 \mathcal{O} 号 局 ょ \mathcal{O} \mathcal{O} う 送 15 ĺΖ 信 た 改 設 だ 正 備 L す 書 \mathcal{O} る 参 \mathcal{O} 照 規 定 帯 域 に 基 幅 及 づ

令和元年六月二十日

後 前 同 正 て 後 欄 欄 次 撂 欄 \mathcal{O} に に \mathcal{O} 掲 ŧ 表 げ に げ 掲 に れ る \mathcal{O} そ げ ょ る に は 当 り 対 妆 \mathcal{O} る 規 応 象 該 標 す 定 規 放 記 改 る 定 象 部 正 \mathcal{O} ŧ を 分 規 下 前 \mathcal{O} 定 に 改 線 欄 を を 正 を に 掲 掲 重 後 改 付 げ 欄 げ 正 下 L 7 12 後 線 又 る 1 欄 規 掲 を は な げ 12 付 破 定 11 る 掲 線 L \mathcal{O} Ł た げ 下 対 で \mathcal{O} 規 線 象 る 囲 は 規 ŧ 定 を λ だ 定 \mathcal{O} 付 $\sum_{}$ と 部 \mathcal{O} 以 L れ ょ 下 又 分 を て う は \mathcal{O} 削 移 に 対 ょ 破 る。 改 う 動 象 線 L 規 \Diamond に で 定 改 井 そ \Diamond 改 ん だ کے 正 \mathcal{O} 標 改 部 前 11 う。 記 分 欄 正 総 部 前 を に 務 ک 掲 欄 分 大 げ が は 及 n 臣 異 る 12 び そ 対 な 改 順 石 象 る \mathcal{O} 正 次 田 規 標 £ 後 対 定 欄 記 応 \mathcal{O} 真 で は 部 に す 敏 改 改 分 対 る が 改 正 正 応

- 1 無線測位業務を行う無線局の送信設備の帯域外領域とスプリアス領域の境界の周波数は、別 1 無線測位業務を行う無線局の送信設備の帯域外領域とスプリアス領域の境界の周波数は、別 図のとおりとする。この場合において、別図中40デシベル帯域幅(B-40)及び必要周波数帯幅 の中心は、必要周波数帯幅が割当周波数帯の内側に全て含まれる範囲内において、移動させる ことができるものとし、40デシベル帯域幅(B-an)は、可能な限り割当周波数帯の内側に全て 含めるものとする。
- 2 40デシベル帯域幅 (B-40 [Hz]) は、次の計算式により求めた値とする。
- (1) 非FMパルス変調レーダー(拡散又は符号化パルス変調レーダーを含む。)

$$B_{-40} = \frac{K}{\sqrt{t \cdot tr}}$$
 又は $B_{-40} = \frac{64}{t}$ より求めた値でいずれか小さい値

t は送信パルス幅〔s〕とする。

tr はパルス立ち上がり時間[s]とする。ただし、パルス立ち下がり時間[s]が立ち上が り時間よりも短い場合は立ち下がり時間とする。

Kは係数(空中線電力100kW以上は6.2、空中線電力100kW未満及び無線航行で2,900MHz から 3.100MHz まで並びに 9.200MHz から 9.500MHz までの周波数の電波を使用するものは 7.6)とする。

注 立ち上がり時間について、係数が6.2の場合には約0.0094 t 又は係数が7.6の場合には 約0.014 t より小さい場合は、 $B_{-40} = \frac{64}{1}$ の計算式を適用する。

(2) FMパルス変調レーダー

$$\begin{split} B_{-40} &= 1.5 \big\{ B_C + \sqrt{\pi} \cdot [\ln(B_C \cdot \tau)]^{0.53} \cdot [\text{Min}(B_{rise}, B_{fall}, B_{rise\&fall}) + \text{Max}(B_{rise}, B_{fall}, B_{rise\&fall})] \big\} \\ B_{rise} &= \frac{1}{\sqrt{\tau \cdot \text{tr}}} \ B_{fall} = \frac{1}{\sqrt{\tau \cdot \text{tr}}} \ B_{rise\&fall} = \frac{1}{\sqrt[3]{\tau \cdot \text{tr}} \cdot \text{tf}} \end{split}$$

τはパルス立ち上がり時間[s] 及びパルス立ち下がり時間[s] を含んだパルス幅[s] とする。

trはパルス立ち上がり時間〔s〕とする。

tfはパルス立ち下がり時間[s]とする。

Bcは周波数偏移幅(送信パルス期間内の全周波数変化幅「Hz」をいう。以下同じ。) とする。

注 上記の計算式は以下の条件のいずれにも合致する場合に適用する。

ア 製品の B_c ・Minimum (t_r, t_f) が 0.10以上

- 図に示すとおりとする。なお、図中の40デシベル帯域幅及び必要周波数帯域幅の中心は、必要 周波数帯幅が割当周波数帯の内側に全て含まれる範囲内において、移動させることができる。
- 2 40 デシベル帯域幅 (B-40) は次の計算式により求めた値とする。
- (1) 非FMパルス変調レーダー(拡散又は符号化パルス変調レーダーを含む。)

$$B_{-40} = \frac{K}{\sqrt{tr}}$$
 又は $B_{-40} = \frac{64}{t}$ より求めた値でいずれか小さい値

t は送信パルス幅 [μs] とする。

tr はパルス立ち上がり時間 (μ s) とする。ただし、パルス立ち下がり時間 (μ s) が立ち 上がり時間よりも短い場合は立ち下がり時間とする。

Kは係数(空中線電力100kW以上は6.2、空中線電力100kW未満及び無線航行で2,900MHz から 3,100MHz まで並びに 9,200MHz から 9,500MHz までの周波数の電波を使用するものは 7.6

注 立ち上がり時間について、係数が 6.2 の場合には約 0.0094 t 又は係数が 7.6 の場合には 約 0.014 t より小さい場合は、 $B_{-40} = \frac{64}{}$ の計算式を適用する。

(2) FMパルス変調レーダー (周波数ホッピングを行うものを除く。)

$$B_{-40} = \frac{K}{\sqrt{t \cdot tr}} + 2 \left(B_C + A/tr \right)$$

Aは数字係数(K=6.2の場合には 0.105 及びK=7.6 の場合には 0.065)とする。 Bcは、周波数偏移幅(送信パルス期間内の全周波数変化幅をいう。以下同じ。)とする。 イ 製品の B_{α} ・τ若しくは 圧縮率が 10 より大きい

それ以外の場合は、以下の計算式を適用する。

$$B_{-40} = \frac{K}{\sqrt{t \cdot tr}} + 2(B_C + A/tr)$$

Aは数字係数(K=6.2の場合は、0.105及びK=7.6の場合には0.065)とする。 周波数ホッピングを行う場合、上記のB-40の値にBs(搬送波周波数が移動する最大 範囲〔Hz〕)を加えた値とする。

「削る〕

[削る]

(3) 無変調 CW レーダー

 $B_{-40} = 0.0003F_{c}$

Fcは搬送波周波数〔Hz〕とする。

(4) FM/CWレーダー

$$B_{-40} = 1.2B_{R} \left(1 + \frac{200}{\pi \sqrt{B_{R}T}} \right)^{1/2}$$

B_Rは最大周波数偏移幅 [Hz]、Tはチャープ期間とする。また、周波数ホッピングをする 場合は、上記の式にBs (搬送波周波数が移動する最大範囲〔Hz〕)を加えた値とする。

3 参照帯域幅は、次の表に定めるとおりとする。ただし、参照帯域幅が 1 MHz を超える場合は、 3 参照帯域幅は、次の表に定めるとおりとする。ただし、参照帯域幅が 1 MHz を超える場合は、 参照帯域幅を1MHzとする。

変調区分	参照帯域幅 <u>[MHz]</u>
非符号化パルス変調(固定周波数)	1/パルス幅 τ <u>[μs]</u>
位相変調符号化パルスレーダー(固定周波数)	1/位相変調チップ長 <u>[μs]</u>

(3) 周波数ホッピングを行うFMパルスレーダー

$$B_{-40} = \frac{K}{\sqrt{t \cdot tr}} + 2 \left(B_C + A/Tr \right) + B_s$$

Bsは周波数がホップする範囲 (MHz) とする。

(4) 非FM変調パルスを使う周波数ホッピングレーダー (拡散及び符号化パルス変調レーダーを 含む。)

$$B_{-40} = \frac{K}{\sqrt{t \cdot tr}} + B_s$$

(5) 無変調 CWレーダー

 $B_{-40} = 0.0003F_0$

Foは運用周波数(MHz)とする。

(6) FM/CWレーダー

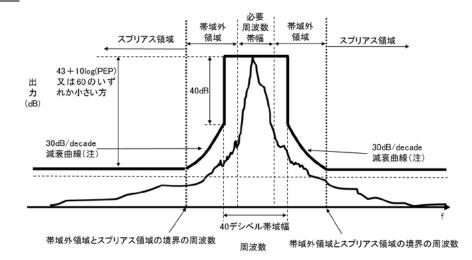
 $B_{-40} = 0.0003F_0 + 2B_d$

Bdは最大周波数偏位(MHz)とする。

参照帯域幅を1MHzとする。

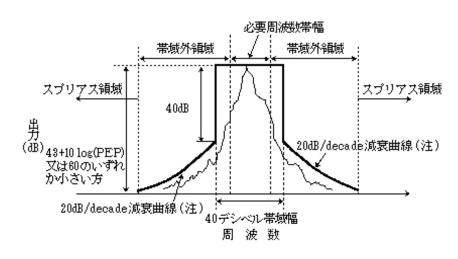
変調区分	参照帯域幅 <u>[MHz]</u>
非符号化パルス変調(固定周波数)	1/パルス幅 τ <u>(μs)</u>
位相変調符号化パルスレーダー(固定周波数)	1/位相変調チップ長 <u>(μs)</u>

別図 一次レーダーの帯域外領域とスプリアス領域の境界



注 40デシベル帯域幅の境界(中心から50%)から500%まで、10を底とした対数関数的に30デシベル減衰する曲線とする。

別図 一次レーダーのスプリアス領域



注:40 デシベル帯域幅の境界(中心から 50%)から 500%まで対数関数的に 20 デシベル減衰する曲線。

備考 表中の「] の記載は注記である。

附則

1 業 わ 5 務 ず、 を \mathcal{O} 行 告 う な 示 お 無 \mathcal{O} 従 線 施 前 局 行 前 \mathcal{O} \mathcal{O} 例 送 に 製 に 信 ょ 設 造 る さ 備 ک れ \mathcal{O} لح 技 た が 術 無 で 線 的 き 条 設 る。 件 備 に 規 則 9 別 1 7 表 第 は ک 号 \mathcal{O} \mathcal{O} 告 + 五. 示 に た ょ だ る L 改 書 \mathcal{O} 正 後 規 定 \bigcirc 告 に 基 示 づ \bigcirc 規 < 定 無 線 12 測 か 位 か

2 件 業 に 務 を \mathcal{O} 0 告 行 1 て う 示 は 無 \mathcal{O} 線 施 ک 局 行 後 \mathcal{O} \mathcal{O} 告 送 12 製 示 信 に 設 造 ょ 備 さ る れ 改 同 た 正 規 無 後 則 線 \mathcal{O} 第 設 告 備 兀 + 規 示 \mathcal{O} 八 則 規 条 别 第 定 表 12 第 か 項 に カン 号 わ 規 \mathcal{O} 5 定 + ず す 五. る た だ な V お L 従 書 ダ 前 \mathcal{O} を 規 \mathcal{O} 例 除 定 *\'* に に ょ 基 ること づ \mathcal{O} < 技 無 が 術 線 で 的 測 き 条 位

る。